

明治初期における千葉県監獄の展開

兒 玉 圭 司

- 一 はじめに
- 二 千葉県成立以前における刑事施設の状況
- 三 千葉県成立後における動向と、その特色
- 四 結語

一 はじめに

明治一〇年二月、千葉県は県下の「各大区出張所」と「判任官」に宛てて、『県治実践録』を下附した⁽¹⁾。これは、千葉県令の柴原和が、県政の指針を示す目的で明治八年に著した『県治方向』⁽³⁾につづいて、「嘗て踐行セシ所ノ事跡ヲ筆記シ衷テ一小冊トナシ」⁽⁴⁾たものであり、いうなれば、当時の千葉県政における重要課題と取り組みをまとめた一書である。そして同書では、『県治方向』には言及のなかった「監獄ノ事」についても一章が割かれている。管見のおよぶ限り、監獄制度を扱う研究の中でその全文が紹介されたことはないと思われるので、まずは該当箇所

を掲げておきたい。

監獄ノ事

凡ソ待遇ノ難キハ罪囚ヨリ難キハナシ之ヲ待ツ事嚴ニ過クルヤ怨恨ノ余其良心ヲ失ハシメ遂ニ改惡歸善セシムル懲治ノ功用ヲ併テ亡滅セシムルノミナラス反獄兇暴ノ惡逆ヲ重ネシムルニ至ル之ヲ待ツ事寛ニ流ルルヤ粗暴ノ囚ハ獄則ヲ犯シ姦黠ノ徒ハ勞役ヲ避ケ其終リヤ脱監逃走スルモノ踵テ起ル故ニ寛嚴ノ際最モ注意セスンハアルヘカラス要スルニ苛酷殘虐ノ所為ハ痛ク之ヲ禁絶シ端正淳厚ノ氣象ヲ以テ之ヲ待遇スルニ在ルノミ当県新置ノ際既決未決而監獄ヲ庁下寒川村海岸ニ築ク爾來滿三年余ヲ経タリ而シテ平常未決囚大率貳百名既決囚ハ五百名ニ内外ス其人員亦少シトセス又上総国天羽郡佐貫下総国匝瑳郡八日市場而地ニ各已決未決(マツ)而監獄アレトモ懲役百日以下ノ囚ノミナレハ其監ノ局面太タ大ナラス繫囚モ而監ヲ合セテ常ニ二百五拾名ニ上ラス下総国葛飾郡加村監獄ハ九年十一月中之ヲ廢ス而地ノ事ハ姑ク之ヲ舍ク夫罪囚待遇ハ古來太タ酸酷ヲ極メタルモノナリ畜獄吏ノ囚ヲ接遇スル苛虐ノミナラス獄裏ニモ亦若干ノ弊害アリ旧居ノ囚ハ新入ノ囚ヲ侮蔑虐使シ剛強ノ囚ハ柔弱ノ囚ヲ厭抑挫擢シテ無量ノ疾苦ヲ与ヘシコトヲ回顧スルニ人ヲシテ悚然タラシム和深ク此弊ヲ惡ミ先ツ獄吏ハ温良ナルモノヲ択ヒ粗暴ノ処置ヲ禁止シ繫囚ハ監守ヲ嚴密ニシ旧新剛柔侮蔑挫擢スルノ行状ヲ防遏シテ宜ク疾苦ヲ抱カシメサラント注意セリ然レトモ積習ノ久キ容易洗滌シ難ク漸ク今日ニ至リ稍其趣旨ノ貫徹シタルヲ觀ルナリ中ニ就キ既決囚ノ如キハ監内公役ヲ授クル方法未タ完全セサルカ為メニ止ヲ得ス多クハ外役傭工ニ從ハシム故ニ最モ取締ニ難シス其外役先ヨリ逃走スルモノ毎年或ハ三五名アルヲ見ル是注意ノ至ラサルニ由ルト雖モ彼ノ械具ヲ嚴ニ鈇着シテ監内ニ苦役スルモ尚逃走スルモノ無キヲ保シ難シ是レ外形ヲ以テ拊制スルノ末事タルヲ知ルヘシ抑置県以來未決監ヨリ一人ノ逃亡スル者ナク既決囚

ノ外役先ヨリ数人逃走スルアルモ随テ亡スレハ随テ捕ラヘ且未タ反獄越獄ノ暴挙アルニ遭ハサルハ和力望外ノ辛ニシテ獄吏監守ノ勉勵ナルト彼ノ囚心ヲ安靜順良ニスルノ着目ヲ遵奉スルノ力多キニ在ルヘシト信スルナリ既決囚ハ休暇日必ス教導職ヲ引キ説教ヲ聴聞セシメ又日々工役ノ余暇ニ於テ読書算術ヲ習ハシム爾來囚心ヲ平穩ナラシメ且事業ニ勉強シ改惡帰善ノ端ヲ開カシムルノ効驗アルヲ觀ル又未決囚ハ惘然曠日ノ苦ヲ慰シ且前非悔悟ノ念ヲ發生セシメン為ニ修身勸善ノ事ヲ論スル書籍ヲ与ヘ通説セシム只夫ノ既決監内工役ノ方法未タ完全セサルヲ以テ適一授業ヲ工役ニ試ミルモ得失償ワサルモノ多シ然レトモ役囚ニ工業ヲ授クルハ監内經濟ノ用ノミナラス囚人ヲシテ満期放免ノ日授産ノ基本ヲ立シムルモノナレハ自然良心ニ復シ一方取締筋ニ関シテ其益少ナカラサルヲ以テ銳意着手漸次其功ヲ収メ(ノミ)トス而シテ又此ニ一事太タ注意スヘキモノハ囚人ノ健康ヲ保全スルノ方法ナリ和蚤トニ深く此ニ配慮スルトコロアリ旧木更津梟ニ在ルノ日監内ヲ淨潔ニシテ飲食被服臥具其他一切ノ事物ニ細心注目セシニ由ルカ同梟設置一年有半ノ間囚人ノ牢獄内ニ一人ノ病死スルモノアルヲ見ス當時獄吏ノ如キモ此事ヲ世ニ誇稱シタリキ当梟設置以來モ瘦死スルモノ少ナカリシニ九年三月以來囚人窒扶斯疾ニ感染シテ死スルモノ多シ又海岸ニ浜シ風土ノ然ラシムルヤ眼ヲ患ヘ盲スルニ至ルモ亦少ナカラス監内清潔ナラサルニアラス飲食被服臥具其他注意セサルニアラス而シテ病患ノ多キ実ニ痛歎ニ堪ヘサルナリ故ニ病館(ヤ)ヲ新築シ醫師ヲ精選セント欲シ目今其地ヲトシ病館(ヤ)新築ノ事ヲ其筋ヘ稟請セントス蓋シ益マス其保全ノ術ヲ尽スノ意ニ出ルノミ(5)

ここには、明治初期の地方官が何を意識して監獄行政にのぞみ、また具体的にどのような施策を講じていたかが端的に示されている。もちろん、ここに描かれた事柄をもって全国に敷衍することはできないが、少なくとも当時の千葉県が、監獄の運営を重要な行政課題の一つとして捉え、本書に記されたような制度改革を進めていたことは間

違わない。この記述は、明治新政府の成立以降に生まれてきた「監獄」という新たな制度に対する地方官の視点を確認できる点で、貴重な史料といえよう。

ところで、筆者は近年、明治初期における地方監獄の生成と展開に着目し、その実態解明にも取り組んでいる。⁽⁶⁾なぜなら、明治初期に形成された地方監獄の実情と、そこでの官員と被收容者の関係こそが、その後に行われる監獄制度の統一や、これを支える思想、さらには西欧法継受の過程とその本質を捉える上で重要な切り口になると考えているためである。⁽⁷⁾本稿では、そうした問題意識にもとづく事例研究の一つとして、明治初期における千葉県監獄の展開をたどるとともに、その特色を抽出してみたい。⁽⁸⁾⁽⁹⁾

なお、本来であれば、当時を代表する開明派県令とも評される柴原和という個性がおよぼした影響や、近世以来の人的・制度的な連続性の有無を検討し、さらには千葉県政全般との関係において監獄行政を位置づけることも、同県の監獄制度を考察するにあたって必要な作業であるが、本稿では紙幅等の都合上、明治初期の監獄行政そのものに対象を限定して、その動向を追ってみたいと考える。

二 千葉県成立以前における刑事施設の様況

本章では、千葉県の成立以前、つまり明治元年から明治六年六月までを対象として、⁽¹¹⁾県下の刑事施設、主として既決囚収容施設の置かれた状況を、史料から確認してみたい。というのも、既決囚を一定の施設に隔離・拘禁して労役を科すという刑罰、いわゆる自由刑は、⁽¹²⁾明治初期に一般化したものであり、この種の刑罰に対応する施設の設置と運営こそが、地方官が新たに直面した課題であったためである。なお、その前提として、まずは千葉県が成立するまでの行政区画の変動、および自由刑に関する基本法令をpushきえておくことにする。

まず、行政区画の変動であるが、現在の千葉県域には明治四年の段階で二県二藩が存在しており、これが同年七月の廃藩置県で二四県へと改置された⁽¹³⁾。それがさらに、同年一月に行われた県の統廃合によって、木更津県、印旛県、新治県の三県へと整理されている（なお、この時に置かれた印旛県・新治県には、現在の茨城県域の一部などが含まれている⁽¹⁴⁾）。続いて明治六年六月一日には、まず三県のうち木更津県と印旛県とが合併し、千葉県が成立した⁽¹⁵⁾。そして、明治八年五月七日の新治県廃止に伴い、同県の一部が千葉県に編入されるとともに、旧印旛県の一部地域を茨城県へ移管したことによって、現在の県域がほぼ確立している⁽¹⁶⁾。

次に、自由刑について定めた当時の基本法令へも言及しておく、まず最も重要な法令として、明治三年一二月に頒布された刑法典「新律綱領」⁽¹⁷⁾を挙げることができる。同法典では、刑罰の一種として自由刑の特徴を備えた徒刑を採用しており、これによって全国に自由刑が採用される法的根拠が整った。なお、同法典が実際に国内全域で施行されるまでには相当の時間を要したものの、廃藩置県が実質的に完了した明治五年初頭までには、多くの府県で徒刑の執行が開始されたものと考えられている⁽¹⁸⁾。次いで挙げられるのは、明治六年六月に公布され、翌月から施行された刑法典「改定律例」⁽¹⁹⁾である。同法では、刑罰が原則として懲役刑と死刑とに集約されており、ここにいたって自由刑は刑罰の中心的な位置を占めることになった。ただし一方で、明治六年三月に「現今懲役難相成地方ニ於テハ其施行方ニ付苦情有之哉ニ相聞候條右等ノ地方ノミハ懲役場取広ケ候迄ハ不得已右実決之儀不苦候事」⁽²⁰⁾との単行法令が出されるなど、従来通りの笞杖刑の執行も引き続き容認されている。つまり、明治元年以降、千葉県が成立する明治六年六月までの期間は、各府藩県が区々に政府法令に則るとともに、各地方の便宜にしたがって、徒刑あるいは懲役刑と呼ばれる自由刑を段階的に採用してゆく過程にあったと理解できよう⁽²¹⁾。

そうした理解のもと、まずは明治四年一月以前に、現在の千葉県域に置かれていた二四県の状況をみてみた

表1 明治四年——一月以前における刑事施設の設置状況

	藩県名	史料上の記載	典拠
未決囚拘禁施設	館山県	捕亡三人牢番三人ヲ置ク（中略）其人員ノ如キハ囚獄ノ多寡事ノ有無ニ依リ適宜増減スル事アリ	史一4p
	加知山県	本藩監倉牢舎ハ加知山邸内ニ之ヲ設ク	史一57p
	花房県	探索方拾壹名捕亡六名ヲ置ク（中略）囚獄ノ多寡ニヨリ使部ノ内ヨリ人員ヲ増スコトアリ 牢番ハ定員ナシ附属ノ内ヨリ兼務ス	史一70p
	桜井県	番人等ハ従来ノ俣捕縛方牢番罪人処分等ノ節ニ用フル者トス	史一91p
	久留里県	聴訟断獄勸農方（中略）社寺聴訟断獄ノ事ヲ判断シ山林田宅囚獄ヲ管シ租税開拓駅遞水利戸籍ノ事ヲ判断シ決ヲ知事ニ執ル	史一106p
自由刑関連の施設	一宮県	番人二人ヲ置キ（中略）徒場ヲ設ケ新タニ獄屋ヲ営ナミ	史一186p
	宮谷県	「囚獄掛」「徒罪掛」「牢番」	史一220p
	松尾県	「牢屋番心得方」「徒刑場揭示」 流以下所刑人員調 同四年（中略）徒 式人 准流 壹人	史一307p 史一310p
	鶴牧県	廃県ノ際未決囚三名已決囚一名木更津県エ交附ス 「牢舎人徒刑人従前賄方」	史一355p
	鶴舞県	「徒刑場掛 式人」「徒刑場上番 六人」「囚獄下掛 六人」	史一411p
	菊間県	旧菊間県ノ徒場ヲ移シ之（木更津県徒場）ヲ増営ス	史二82p
	佐倉藩	死罪以下答罪以上の者を以て徒刑とし、軽きは赤き衣をきせ五人を一伍として土木の役に用ふ。重きは徒刑場を設けて締りを厳にし其内へ放ち置き、草履藁鞋或は竹箒の類を作らしむ。	行397p

※（ ）内の記述はいずれも筆者が施した。「 」内は史料上に出てくる法令名や施設名・役職名など。太字部分は、刑事施設が存在を示す手がかりである。

※典拠のうち、「史」は千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 近代篇 明治初期』の各巻を示し、続く漢数字は巻数を意味する。「行」は財団法人刑務協会編『日本近世行刑史稿 下』。頁数は開始頁のみを記載した。

い。今回、当該期の史料を確認できたのは二四県中一八県であり、これら一八県のうち一二県について、刑事施設の存在を示す記述をみてとれた⁽²²⁾【表一】。

「徒刑」や「徒罪」の執行、もしくは既決囚を収容する「徒刑場」、「徒場」の存在など、自由刑の採用をうかがわせる記述があるのは、佐倉藩をはじめ一宮、宮谷、松尾、鶴牧、鶴舞、菊間の各県である⁽²³⁾。一方、一二県のうち、残る館山、加知山、花房、桜井、久留里の五県については、「牢番」、「監倉」、「囚獄」などといった、未決囚の拘禁が推測される役職名・施設名は記されているものの、自由刑の採用を確認できる記述はみてとれない⁽²⁵⁾。史料上の制約もあり、今回史料を確認できなかった六県、および未決拘禁施設の存在しか記されていない五県について、自由刑が実施されていなかったと断定するのは早計だが、例えば加知山県では、県下の刑事施設や処刑方法に関する史料があるにも関わらず、そうした中に「徒刑」への言及がなく、また明治三、四年の処刑記録にも「徒刑」の執行例がないことから⁽²⁶⁾、明治四年一月の廃県まで自由刑は実施されていなかったとみてよいであろう。おそらく、明治四年の段階で、安房・上総・下総地域の各県における自由刑の実施状況にはかなりの差があったものと考えられる。なお、今回判明した自由刑の実施状況を地図上で確認してみると、安房および上総南部では自由刑の実施をうかがえる例に乏しく、上総北部および下総には自由刑を採用している県が多いという傾向がある⁽²⁷⁾。

ただし、例えば明治四年の松尾県の処刑実績として「徒 貳人」「准流 壹人⁽²⁸⁾」とあり、また鶴牧県に関して「廃県ノ際未決囚三名已決囚一名木更津県エ交附ス⁽²⁹⁾」と記述されているように、総じて明治四年段階での既決囚はごく少数であったようで、この段階ではまだ、自由刑をめぐる問題は県政の主要課題たりえなかったとみてよいであろう。

ところが、明治四年一月に木更津、印旛、新治の三県へ再編されると、いずれの県においても各種規則の制定

や刑事施設の設置が試みられるなど、大きな変化が生じている。つづいて、明治四年十一月以降に各県でみられた動きを順にまとめつつ、自由刑の本格的な開始時期を検討しておきたい。

木更津県では、明治五年二月に、「未決囚人取扱規則」、「懲役場略則」、「懲役人申渡条目」といった各種規則を定めている。⁽³¹⁾⁽³²⁾ これら三規則中、「未決囚人取扱規則」についてはその典拠を確認できないが、「懲役人申渡条目」は、東京府の「徒場」⁽³³⁾で明治四年二月に定められた「徒人へ申渡條目」⁽³⁴⁾と条文の配列および内容が酷似しており、このことから、少なくとも木更津県が自由刑の本格採用にあたって、東京府の規則を参照したことは間違いない。ただし、「懲役場略則」では、東京府との共通性を指摘できる条文がある一方で、既決囚一人あたりの支給品の予算や、既決囚の識別方法に関する規定などでは具体的な違いを見出すことができる。これはおそらく、木更津県が制度を設計する上で、あるいは伝統的な制度や物価などの現地事情を斟酌し、あるいは東京府の規則から意図的に取捨選択を行ったものであろう。なお、施設面では、明治五年一月にはじめて「徒場」を建設するとともに、「未決監」⁽³⁵⁾を新設している。「徒場」の設置理由として、「本県元來徒場無之置県之初最寄ノ寺院ヲ補脩シ仮ニ徒場ヲ設ケ廃県々ヨリ交付スル処ノ刑人ヲ繫留セリ爾後往々人員増加シ且監護ニ便ナラサルヲ以テ」⁽³⁶⁾建設した旨が綴られていることから、木更津県は遅くとも明治五年末までに、自由刑の執行を本格化していたとみられる。

次いで、印旛県についてみてみたい。印旛県では明治五年二月頃に、獄舎の「掟」、「囚人給与規則」、「牢舎人規則」、「獄舎門戸」などの諸規則を定めているが、これらはいずれも未決囚に関するものである。自由刑との関連では、同年六月に印旛郡佐倉弥勒町へ「徒刑場」を設置したとの記述⁽³⁸⁾が初出であり、また翌六年三月には印旛郡の野々木村に「懲役場」を仮設している⁽³⁹⁾。同県が六年五月に起案した文書中に、「本県懲役人共儀従前佐倉支庁へ差送り使役候処追々多人数相成同所而已ニテハ差間候間今般県下加村ト隣候流山村ニ於テ役場設立致シ候」⁽⁴⁰⁾とあり、

ここにいう流山村の「役場」が「懲役場」を指しているとおぼしきことから⁽⁴¹⁾、やはり明治五年から六年にかけて、自由刑の執行が本格化していることがわかる。なお、同県は明治六年に「懲役場規則」を定めているが、石井良助氏はこの規則について、当時、柴原和が印旛・木更津両県の権令を兼任していたことなどを踏まえて、

印旛県で明治六年に制定された懲役場の制のときは―内容は木更津県のそれとはだいぶ異なっているから―おそらくは木更津県での懲役場の制の経験を生かしたものと考えられる⁽⁴³⁾。

と評されている。しかし、石井氏自身が「内容は木更津県のそれとはだいぶ異なっている」と言及されているとおぼしき、両者にはあまり共通点がない。そもそも、木更津県の「懲役場略則」と「懲役人申渡条目」は、前者が現場の官員に向けて処遇上の細則を記しているのに対し、後者は既決囚に対する注意事項を示したもので、明確にその目的を分けた上で詳細な内容が定められているが、印旛県の「懲役場規則」は既決囚へ向けて注意事項を列挙するのみで、その他の史料を含めても、木更津県における「懲役場略則」に該当するような処遇細則が制定された形跡をうかがえない。さらに、明治六年五月に印旛県から大蔵省へあてて出された文書⁽⁴⁴⁾の中に既決囚への支給品が記されているが、ここにも木更津県との共通点は見出せず、むしろ木更津県に比べて粗削りな内容になっている。このことに関して、伝記が焼失しているため⁽⁴⁵⁾、印旛県における「徒刑場」設置当初の状況は判然としないのだが、同施設が置かれていた旧佐倉藩領では、遅くとも明治二年から「徒罪場」が置かれ、「徒刑」が実施されている⁽⁴⁶⁾。あくまでも推測の域を出ないが、「懲役場規則」には、木更津県の影響よりも、現地における伝統的な規則の影響の方が色濃く反映されている可能性を指摘できるのではないだろうか。

最後に、新治県である。同県については、明治五年の職制中、庶務課に「囚獄」、「懲役」の両係が置かれていることから、⁽⁴⁷⁾すでに明治五年段階で自由刑の執行が予定されていたか、あるいは執行を開始していたものと考えられる。ただし、自由刑に関係する具体的な記事の初出は、明治六年六月二三日に行われた「徒場」の設置、および「法則」の制定まで待たねばならない。⁽⁴⁸⁾加えて、時期が少々下るが、新治県の処刑者数が史料から明らかになっており、これによると明治六年の処刑者数が全体で約三〇〇名、うち徒刑一四名、流刑一七名であるのに対し、明治七年の処刑者数は全体で一八六三名、うち懲役が一九七名、准流が一三名となっている。⁽⁴⁹⁾史料から判明する限りにおいて、新治県で自由刑が本格的に採用された時期は、三県の中で最も遅い明治六年以降と考えてよいであろう。なお、「徒場」での処遇を定めた「法則」は全十条と簡潔で、木更津県、印旛県とも異なる内容である上、一部を除いて政府の法令にも準拠しているとは言いがたい。同県の「徒場」が設置された土浦町では、土浦藩が置かれていた天保年間（一八四〇年代）から「徒罪」が実施されていたことが知られており、⁽⁵⁰⁾新治県についても、幕末以来の伝統的な制度の上に、明治初期の自由刑があった可能性を排除できない。

みてきたように、明治四年一月以降、現在の千葉県域を治めていた三県では、明治五年から六年にかけて自由刑を本格的に採用している。しかし、その処遇内容には統一性がなく、各県がそれぞれの裁量のもとで規則を制定し、施設を運営していたとの評価が至当であろう。なお、自由刑の採用にあたって木更津県が東京府の規則を参照したことが判明した一方で、印旛・新治両県の処遇が何を典拠としていたのかは突き止められなかったが、両県の置かれた土地ではいずれも、廢藩置県以前の藩政期に徒刑が実施されていたことを確認できている。今後、幕末維新期の刑政と置県以後の刑政との連続性を検証することで、この点については何らかの手がかりを得ることができるとはならないかと考える。

三 千葉県成立後における動向と、その特色

では、前章でみてきた木更津、印旛、新治の三県を母体とする千葉県の監獄制度は、どのように展開してゆくのであろうか。本章では、千葉県設置以降の監獄制度につき、施設を取りまく状況および行政の動向についてそれぞれ検討した上で、その特色を捉えてみたい。

まずは、千葉県の刑事施設が置かれた状況を確認しておくことにする。千葉県が成立した明治六年六月以降、刑事施設の存廃に関する動きを一覧表にまとめると、【表二】のようになる。

この表からは、千葉県の監獄をめぐるいくつかの事情を読み取ることができる。例えば年代ごとの特徴として、明治八年から九年にかけては区裁判所の新設・移転に伴う施設の改廃が多くみられ、この時期に刑事施設の所在がほぼ固定されていること【表二】の参考欄「A」。さらに、明治一〇年以降になると、被收容者の増加を理由とする施設の増改築要請が頻出するようになり、同時に、監獄の近隣にある寺院や佐倉へ既決囚を出張させ、民間の需要に頼って彼らの作業を獲得しようとする動きが活発化していること【表二】の参考欄「B」などである。

こうした動きは、被收容者数の推移とも一致している。以下、【表三】に掲げた各年末の在監者数と、刑事施設に関する動向を対照してみたい。まず、明治七年から同九年にかけての在監者をみてみると、既決囚が五〇〇人台、未決囚が二〇〇人台前後と、変動としては大きいものではない。これは、明治一〇年二月に刊行された『県治実践録』において、「平常未決囚大率式百名既決囚ハ五百名ニ内外ス」⁵¹との記述があることも一致し、当時の千葉県が、概ねこの水準の在監者数を想定して監獄制度を設計していたものと推察される。ところが、明治一〇年末には既決囚が七四六人へと急激に膨れ上がっており、以後、明治一二年末にかけて増加を続けている。明治一〇年

表2 刑事施設の存廃をめぐる動き

	年月日	場所	種別	出来事	参考
1	M6.9.30	寒川	既	千葉県設置に伴い既決監設置	A
2	M6.10.5	寒川	未	千葉県設置に伴い未決監設置	A
3	M7.8	寒川	既	懲役場建増のため敷地買い上げを求める → M7.10.20允許。M8.6までに完了。	C
4	M8.2.10	佐貫	両	区裁判所設置に伴い未決・既決両監設置を求める → M8.6.13允許。M8.9.18設置。	A
5	M8.12.13	寒川	既	既決囚の増加に伴い懲役場の新設を求める → M9.4.21允許。M10.6.23までに完成。	B
6	M9.1.19	寒川	両	行刑場の用地を隣接地に求め、絞架器械を設置 → M9.3.24允許。M10.6.20までに完成。	C
7	M9.3.17	佐倉	既	伝染病予防のため既決囚を佐倉の旧已決監へ移送	C
8	M9.4.28	八日市場	両	区裁判所設置に伴い未決・既決両監設置を求める → M9.6.29允許。M10.6.28までに完成。	A
9	M9.5.29	寒川	未	未決囚の増加と衛生を考慮し未決監新設を求める → M9.6.15允許。M10.6.21までに完成。	B
10	M9.11.17	加村	両	区裁判所廃止に伴い同所の未決・既決両監を廃止	A
11	M10.4.26	寒川	既	監獄用地の拡張を求める → M10.6.11允許	C
12	M10.7.4	佐倉	既	仮授産場を仮懲役場に換え、軽役囚100名を移送 → M10.8.31廃止。佐倉の施設は仮授産場に。	B
13	M10.7.18	寒川	既	既決囚の増加を原因として、周辺地の買上を求める → M11.2.19允許	B
14	M10.10.1	寒川	既	国事犯の移送に伴い、既決監の増設を求める → M10.11.17允許。M11.4.10までに完成。	B
15	M10.12.1	寒川	既	監獄用地の拡張を求める → M10.12.28允許	C
16	M11.2.19	寒川	両	監獄併設の倉庫新築を求める → M11.5.31允許	C
17	M11.2.25	千葉	既	既決囚の増加が原因で仮懲役場を設置	B
18	M11.4.23	佐倉	既	既決囚の増加が原因で監獄署佐倉支署・懲役場を設置	B
19	M11.4.27	八日市場	未	未決監の屋根が損壊したため、修繕を求める → M11.5.10允許	C
20	M11.5.31	寒川	既	既決監内への「暗室」新設を求める → M11.6.13允許	C

71 明治初期における千葉県監獄の展開

21	M11. 6. 25	寒川	既	既決囚の増加に伴い既決監の新築を求める → M12. 1. 7 不許可	B
22	M11. 6. 25	寒川	既	監獄周囲柵矢来の建設を求める → M12. 1. 21 允許。M12. 12. 18 までに完成。	C
23	M11. 6. 26	馬加村	既	道路修繕に従事する既決囚のため、役囚溜所を設置	C
24	M11. 8. 9	寒川	未	未決監の老朽化に伴い修繕を求める → M11. 9. 11 允許。M12. 8. 14 までに完成。	C
25	M11. 8. 23	寒川	既	「禁獄舎」の新設を求める → M12. 1. 21 允許。M12. 12. 18 までに完成。	C
26	M11. 8. 26	寒川	未	未決囚の増加に伴い物置場の監舎への改修を求める → M12. 2. 17 允許。M12. 12. 19 までに完成。	B
27	M12. 5. 9	今井	既	既決囚の増加が原因で仮懲役場を設置 → M12. 9. 15 廃止	B
28	M12. 6. 23	寒川	既	既決囚の増加を原因として工役場設置を求める → M12. 9. 4 允許	B
29	M12. 12. 30	木更津	両	監獄署佐貫支署を廃して木更津支署を仮設	A
30	M13. 6. 26	貝淵	両	監獄署木更津支署を貝淵村へ新築し貝淵支署と改称	A

※典拠とした史料は、千葉県史編纂審議会ほか編『千葉縣史料 近代篇 明治初期』の各巻、および国立公文書館所蔵『千葉県歴史 政治部 監獄（明治六—八年）』である。

※出来事欄のうち、末尾に「求める」とあるものは、いずれもその採否や予算措置について内務省へ伺い出たことを示しており、日付には千葉県における起案日を記した。

※参考欄に関しては、裁判所・官庁の機構・管轄変更を主たる原因とするものに「A」を、その原因が被收容者の増加にあると史料から確認できるものに「B」を、それ以外の原因を持つか、あるいは背景が不明な出来事に関しては「C」を付した。

から一二年にかけて相次いだ刑事施設の増
改築要求が、事実として急増する被收容者
に対応するものであったことを、数字の上
からもみてとれるのである。

では、明治一〇年から生じた被收容者の
増加、とりわけ既決囚の増加は何に起因す
るものであったのだろうか。その全容は判
然としないが、大きな要因の一つとして、
九州臨時裁判所で処断された国事犯の移送
を挙げることができそうである。政府は当
時、西南戦争をはじめ西日本各地で起こつ
た士族反乱などで捕縛された国事犯を、各
府県の監獄に分散させるという対策をとつ
ており、千葉県にはこのうち七二人が割り
当てられていた。⁽⁵²⁾ 政府から移送の通知を受
けた千葉県では、明治一〇年九月二三日に
「現在ノ囚人ニテモ監舎狭少ナルヲ以テ迪
モ入監難相成候間右及上申候トコロノ獄舎

表3 千葉県下の刑事施設における在監者数一覧

基準日	既決囚			未決囚		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
M7.12.31	484	35	519	241	9	250
M8.12.31.	574	22	596	229	13	242
M9.12.31	493	21	514	182	10	192
M10.12.31	727	19	746	199	11	210
M11.12.31	869	20	889	219	1	220
M12.12.31	860	31	891	183	6	189
M13.12.31	772	30	802	98	6	104
M14.12.31	786	26	812	63	4	67
M15.12.31	642	32	674	225	8	233
M16.12.31	730	45	775	336	17	353
M17.12.31	886	40	926	212	12	224
M18.6.30	1262	53	1315	270	19	289

※明治一二年末までは、前掲『千葉県史料 近代篇 明治初期』の各巻を典拠とし、明治一三年以降については、前掲『千葉県歴史 政治之部 監獄（明治六—八年）』に拠った。

建設之御指令済落成迄御猶予之義⁽⁵³⁾を申し立て、申請中の獄舎建築が承認されて監獄が新設されるまでの間、国事犯の移送を延期するようお願いしていたようだが、これと入れ違いになる形で、同月二七日に国事犯七二名が千葉県へ到着している⁽⁵⁴⁾。国事犯はそのまま千葉県にとどめられて「最寄寺院」で処遇されていたようであるから、明治九年末から同一〇年末にかけての既決囚の増員二二二名のうち、約三分の一はこれら国事犯であったことがわかる。

また、既決囚増加のもう一つの要因として考えられるのが、長期受刑者の存在である。明治一〇年七月一八日に千葉県が起案した文書には、

懲役囚即今ニ至リ一層増加シ目下居房ニ差支候ニ付（中略）役囚拘役一年以上ノモノ式百名ヲ選抜シ警視監獄へ移転ノ儀及上申候処本月四日難被聞届段御指令ノ趣モ有之端ト差支候ニ付猶

役囚百名丈ニテモ当分警視局懲役署へ移転ノ儀当今安藤中警視へ照会致シ居候次第⁽⁵⁶⁾ (傍線筆者)

と記されている。明治一〇年七月の時点、つまり国事犯たちが移送されてくるよりも前の段階で、懲役一年以上の長期受刑者が少なくとも二〇〇名を超えていることが判明する。「改定律例」に定められた一〇日から終身までの懲役刑⁽⁵⁷⁾の中で、刑期が一年以上の既決囚には重罪を犯したものが多く、千葉県はその中でも特に「三年以上ヲ役スル囚人ノ如キハ四方へ奔走駆役スルハ取締上懸念不尠故ニ監内ニ工役場ヲ設授業ノ方法ヲ立度見込ニ候⁽⁵⁸⁾」として、逃亡の恐れが高い刑期三年以上の既決囚については内役を科す方針であったようだが、「素ヨリ敷地狹隘ニシテ實際差支⁽⁵⁹⁾」ているとの実情を訴えている。刑期の長い彼らは、監獄制度ができあがって間もない時期にあって、減少よりも増加の割合が高いのは明らかで、この問題が自然に解消することは考えにくい。千葉県は明治一〇年以降、監獄用地、獄舎、工役場の拡張・増設要求を頻繁に行っているが、こうした長期受刑者への対策がその背景にあったことは想像に難くないであろう。

なお、明治一二年以降の数年間、既決囚の数は減少傾向に転じるが、この一因としては東京集治監の新設が考えられる。東京集治監とは、明治一二年四月一日に開設⁽⁶⁰⁾した刑事施設で、「東京及ヒ近方各県ノ囚徒」を収容する目的で建設された内務省直轄の既決監⁽⁶¹⁾であった。現に、集治監開設後の四月一日には「逋送規則」を定めるとともに、刑事施設に収容されている刑期一年半以上の懲役囚を移送するよう、内務省から千葉県を含む関東近郊の各県に向けて達が出されている⁽⁶²⁾。さらに、千葉県が明治一二年六月二三日に起草した文書には、「今般東京集治監ニ囚徒ヲ送付可致旨被達候間過般取敢送付候⁽⁶³⁾」とあるので、東京集治監の開設後間もない時期から、千葉県は長期受刑者の移送を開始していたとみられる。その実数は定かでないが、おそらく同年以降、千葉県にとって懸案であった

長期受刑者の問題は解決に向かったものと思われ、これが既決囚の減少という形であらわれているのであろう。⁽⁶⁴⁾

以上の分析から、明治初期における千葉県の監獄が置かれた状況を三段階に区分することが可能となる。制度が設計され、かつそれらが順調に運んでいた明治六年から同九年、過剰収容問題が顕在化した明治一〇年から同十二年、および、問題が徐々に解消に向かう明治一二年から同一四年、との区分である。そして、千葉県が抱えた過剰収容問題とは、おそらく同時期の他府県も同様であろうが、移送されてきた国事犯と、年々増加してゆく長期受刑者が主原因をなしていたものと考えられる。

続いて、千葉県の監獄行政を取り上げるとともに、その特色へも言及しておきたい。ここでもやはり、前提として処遇に関する主だった出来事を一覧表にまとめておくことにする【表四】。

まず、千葉県の各種規則が何を母法としているかを確認しておきたい。同県がまとめた包括的な規則としては、同県の創設間もない時期に制定されたと思われる「既決囚人取扱規則」、「懲役人満期放免並病囚取扱ノ事」、「未決病囚取扱ノ事」、「斬刑処刑取扱ノ事」、「囚人へ差入品制限」、「未決監揭示」などを挙げられるのみだが、結論からいってしまえば、これらの規則は旧木更津県の規則と連続性がある。例えば、このうち「未決病囚取扱ノ事」や「斬刑処刑取扱ノ事」については、木更津県の「未決囚人取扱規則」⁽⁶⁷⁾に含まれる「第一章 囚人疾病ノ節取扱心得」および「第二章 斬刑ノ節心得」、「第三章 死刑ノ節入用品」などを基調としていることが内容から明らかである。また、「既決囚人取扱規則」については、木更津県の規則に比べて詳細かつ多岐にわたっているが、「懲役一年以上ノ者ハ斬髪セシメ男ハ前頂ヨリ後頂へ通シ巾三寸ヲ剃」⁽⁶⁸⁾るように定められた既決囚の識別方法が、木更津県で行われていた「男ハ前ヨリ後へ通シ巾三寸ノ筋形剃落」⁽⁶⁹⁾す方法と類似しているなど、やはり木更津県の延長上にあるとみることができると。木更津県の規則からの主な変更点としては、明治五年一月に頒布された「監獄則並

表4 千葉県監獄の処遇をめぐる主な事柄

	年月日	出来事
1	不明	「既決囚人取扱規則」「懲役人満期放免並病囚取扱ノ事」「未決病囚取扱ノ事」「斬刑処刑取扱ノ事」「囚人へ差入品制限」「未決監掲示」等を制定
2	M 8. 2. 20	千葉病院の医員を未決・既決監に各一名宿直させる
3	M 8. 3. 25	「懲役人心得条則」を改定
4	M 8. 5. 7	未決・既決監の被收容者に種痘を実施する方針を示す
5	M 8. 6. 2	上告の権利を未決囚へ読み聞かせたいとの伺を提起 → M 8. 6. 9 内務卿から允許される
6	M 8. 6. 9	既決囚から人を選び、同囚に対して書史を講義させる
7	M 8. 6	「千葉県既決監守卒心得条件」を制定
8	M 8. 10. 19	既決囚を他県で作業に従事させてよいか、伺を提起 → M 10. 5. 7 内務卿が、参照すべき法令を示すとともに允許
9	M 9. 3. 16	既決監でのチフス発生を伝え、対応策につき伺を提起 → M 9. 4. 1 内務卿から対策等について指示
10	M 9. 11. 25	「役囚教授場教則並規則」を仮定
11	M 9. 12. 21	未決囚への読書を許可してよいか、伺を提起 → M 9. 11. 21 内務卿から允許される
12	M 10. 3. 8	未決囚へ差し入れを行う場合の書式を定め、布達
13	M 10. 11. 28	病気にかかった既決囚を親戚が引き取る場合の手続きを制定
14	M 11. 1. 19	「懲役人心得条則」を改正
15	M 11. 2. 20	未決囚への親戚の面会を許してよいか、伺を提起 → M 11. 3. 6 内務卿から、裁判官との商議を前提に許可
16	M 11. 4. 16	「禁獄人」を自宅に預けることをやめ、監獄内で処遇する
17	M 11. 10. 21	「監獄署教授場仮規則」を仮定
18	M 11. 10. 31	千葉病院院長の、未決囚・既決囚診察手続きを定める
19	M 11. 11. 22	「禁獄人取扱仮心得」を制定
20	M 12. 1. 8	「禁獄人取扱仮心得」を廃止
21	M 13. 1. 12	「懲治監」への入出願手続きを布達
22	M 13. 11. 22	「懲治監」への入出願手続きの取り扱い方を警察・監獄へ通知
23	M 14. 12. 14	「懲治監」入願手続改正

※典拠とした史料は、千葉県史編纂審議会ほか編『千葉県史料 近代篇 明治初期』の各巻、および国立公文書館所蔵『千葉県歴史 政治之部 監獄（明治六—八年）』である。

「⁽⁷⁰⁾図式」を意識した内容がみられること、および、「第二章 外役規則」が置かれるなど、外役に関する項目が充実したことなどが目立つ。なお、千葉県監獄が木更津県の処遇を受け継いでいることについては、『県治実践録』に

旧木更津県ニ在ルノ日監内ヲ浄潔ニシテ飲食被服臥具其他一切ノ事物ニ細心注目セシニ由ルカ同県設置一年有半ノ間囚人ノ牢獄内ニ一人ノ病死スルモアルヲ見ス当時獄吏ノ如キモ此事ヲ世ニ誇称シタリキ⁽⁷¹⁾

と、木更津県時代の事跡を誇る記述があることも、傍証の一つとして挙げることができよう。

次いで、【表四】を用いて千葉県の監獄行政の動向をみておくことにする。一見して気がつくのは、処遇に関する制度改革が明治八年から同一一年に集中している点である。史料上の制約は否定できないが、少なくとも『千葉県史料 近代篇 明治初期』や『千葉県歴史 政治之部 監獄（明治六一―一八年）』から関連記述を抽出した限りにおいては、そうした傾向をみてとれる。特に、処遇に関する事柄について、管轄官庁である内務省へ伺を提起し、許可された上で千葉県が実施するという例は、ほぼ明治八、九年に集中している。このことは、同時期が千葉県にとって、監獄制度の創設・改革期にあたっていたことを示唆しているよう。つまり、『県治実践録』が刊行された明治一〇年初頭は、まさに千葉県の獄制改革が一定の成果を得、軌道に乗った時期であったと考えられるのである。

一方、明治一二年以降になると、獄制改革の動きがみえにくくなるが、これには制度設計を終えたこと以外にもいくつかの理由が思い当たる。一つには、【表二】の21にあるように、かねてから希望していた既決監の増設要求が内務省に拒絶されたことと関係する問題である。こと刑事施設に関して、千葉県の要望が内務省に受け入れられ

なかつたのは本件が初めてだが、全国的な被收容者の増加に悩まされていた内務省が、費用の捻出を抑制しはじめている様子がかがえる。また、本章の前半で検討してきたように、明治一〇年以降は過剰收容問題が生じており、千葉県自身がこの問題への対処に労力を割かれていたことも考えられよう。さらに、最も大きな理由として、政府の施策が浸透しはじめていることを指摘できる。例えば、千葉県は明治一一年四月一六日に「自今禁獄処刑ノモノハ監獄内ヲ区分シ入監可取計旨」を達しているが、これは政府から同日出された法令に基づくものであるし、明治一一年一月二日に制定された「禁獄人取扱仮心得」⁽⁷³⁾は、その内容から、警視庁が定めた「禁獄人取扱心得」⁽⁷⁴⁾を参照していることが明らかである。このように、明治一一年以降の千葉県の獄制は、政府や首都の法令に準拠する場面が目立つ。すなわち、政府の法令や統一的な監獄制度が徐々に整えられてゆく中で、もはや府県の裁量で、独自性のある獄制改革を行う余地が少なくなっていたのだといえよう。ただし、そのことは同時に、政府の法令を、そのまま府県の監獄に適用できる段階にいたったことも意味している。

さて、それでは最後に、明治六年から同一一年にかけて千葉県で形作られてきた処遇の特色に言及しておきたい。それは一言でいうと、安定した囚情と、懲戒主義とは縁遠い処遇理念にあったといえる。以下ではまず、明治初期の一般的な囚情を示す目的で、明治八年一〇月二二日に東京府知事から内務卿へ提出された文書を掲げてみよう。

囚獄之儀未決者共従来屢破牢脱檻ノ暴拳発リ懲役場ニ於テハ近来月ヲ逐ヒ己決囚増加シ其中終身及ヒ十年之者ハ無期永遠ノ罰苦ヲ厭ヒ死ヲ急キ殺死ヲ謀リ常ニ鬪殴ヲ潔トシ其他種々ノ悪事陸続トシテ不絶両掛ノ者共看護警防向必至ト困却ニ及ビ(後略)⁽⁷⁷⁾

ここからは、未決囚や長期受刑者を中心とした囚情の悪化に対処しきれていない東京府の姿をみてとれる。明治一〇年前後の監獄はこうした劣悪な処遇環境にあったと考えるのが従来の一般的な見方であり、現に東京府では、この文書をきっかけとして、監獄事務が東京府から警視庁の管轄へと移ることになる。⁽⁷⁹⁾

ところが、千葉県ではどうであったかという点、ほぼ同じ時期、明治八年六月に定められた「千葉県既決看守心得条件」の冒頭に

第一条

一 守卒ハ各役囚ヲ取扱フニ常ニ仁愛ヲ主トシ総テ掛官員ノ指揮ニ従ヒ其職ヲ勉励シ同勤ノ者ト協力シ私論ヲ以テ

五ニ隔絶シ又ハ誹謗スル等ノ事アルヘカラス

第二条

一 守卒ハ各役囚ヘ対シ聊カタリトモ權威ケ間敷拳動ハ勿論何体ノ事之アルトモ決シテ殴打等スヘカラス⁽⁸⁰⁾（後略）

と掲げられているなど、「仁愛」を旨とする処遇が強調されている。また、『県治実践録』にある「外役先ヨリ逃走スルモノ毎年或ハ三五名アルヲ見ル（中略）抑置県以来未決監ヨリ一人ノ逃亡スル者ナク既決囚ノ外役先ヨリ数人逃走スルアルモ随テ亡スレハ随テ捕ラヘ且未タ反獄越獄ノ暴挙アルニ遭ハサル⁽⁸¹⁾」との表記は、明治一〇年にいたるまで、千葉県の囚情がいたって平穏であったことを示している。被収容者に対するこうした眼差しと安定した囚情は、当該期における千葉県の一貫した特色といっても過言ではない。本稿ではその最たる例として、監獄内での教育制度を取り上げたい。

『県治実践録』に「既決囚ハ休暇日必ス教導職ヲ引キ説教ヲ聴聞セシメ又日々工役ノ余暇ニ於テ読書算術ヲ習ハシム⁽⁸²⁾」とあるように、千葉県では明治八年六月以来、既決囚に対して書物の講読を行うなどの教育を施しており、これは明治九年一月の「役囚教授場教則並規則⁽⁸⁴⁾」、明治十一年一〇月二日の「監獄署教授場仮規則⁽⁸⁵⁾」へと発展してゆく。このうち「役囚教授場教則並規則」については、先行研究において、明治九年三月に東京府下の刑事施設で定められた「囚人教授場規則⁽⁸⁶⁾」の系譜をひく少年囚教化の一例として紹介されている⁽⁸⁷⁾が、千葉県下の監獄で行われた教育は、そこからさらに独自の展開をみせているのである。それは例えば、教育の対象や内容からみても、⁽⁸³⁾「役囚教授場教則並規則」は、教育対象を原則として二五歳未満の既決囚としており、確かにこれは少年囚に向けられた制度との理解で間違いない。しかし、その二年後に定められた「監獄署教授場仮規則」では、

第一条 教授場生徒ハ懲役一年以上ノ刑ヲ受ル者ハ年齢並在学期ヲ定メス就学セシムルモノトス

但懲役一年以下ノ者ト雖モ情願ニ因リ入学ヲ許スコトアルヘシ

との項目が置かれ、原則として刑期一年以上の全ての既決囚を対象としているのである。さらに、具体的かつ多彩な教科設定、六級から一級までの進級・卒業、日曜日・祭日・年末年始を除く毎日の授業、あるいは四ヶ月ごとの大試験など、あたかも学校であるかのように精緻な課程が組まれている。しかも、同県では既決囚への教育を、学務、つまり教育行政を担当する県庁の第五課が所管していた⁽⁸⁸⁾。千葉県のごとく、原則として全ての長期受刑者に体系的な教育を施し、さらに監獄内での教育を、一般の教育行政を管轄する部署が担った例は現在のところ他に知られておらず、ここには監獄を教育の場と捉える同県独自の姿勢をみてとることができよう。

千葉県にとつて、監獄での教育の主眼は「其要非ヲ悔ヒ善ニ遷リ兼テ才芸ヲ長シ刑期満ルノ後自営ノ道ヲタテシムル」⁽⁸⁹⁾ことにあつた。そうした理念のもとに形成された制度は、囚情不安に対応する形で既決囚への「懲戒」へと傾斜しつつあつた当時の監獄にあつて、極めて異色の試みであつたと評価できよう。

四 結 語

本稿では、断片的ながらも千葉県における監獄制度の発展過程を追つてきた。その結果、当地に自由刑が定着したのは、明治四年一月に設置された木更津、印旛、新治三県のもと、明治五、六年頃のことであつたことが判明した。その三県を継いで成立した千葉県では、旧木更津県の規則をもとに、明治一年にかけて制度設計を試みている。

そこで千葉県が描いた監獄制度は、従来行われてきた一般的な説明とはやや異なる様相を示していた。当時広く問題になつていたとされる過剰収容や、これに伴う囚情不安が、千葉県ではごく限定的であり、明治初期を通じて、「仁愛」を基調とし、既決囚の教育を重視する処遇が展開されていたのである。

地理的に東京に近く最新の法令を受容しやすかつたこと、東京集治監の設置によって過剰収容問題を回避できたこと、あるいは柴原和県令の指導など、その原因はいくつか考えられるが、いずれにしても明治初期の監獄行政、さらにはそこでの被収容者に対する官員の意識が、府県によって大きく異なることを、千葉県の事例で改めて示すように思う。今後、「はじめに」で述べた問題意識のもと、千葉県の監獄行政をさらに幅広く掘り下げてゆく一方、その他の府県についても実態を捉えていくことで、日本における監獄制度の展開につき、より正確な把握を試みたいと考える。

- (1) 千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』(千葉県、一九七二年三月) 三二頁。
- (2) 柴原和の経歴については、我部政男・広瀬順皓編『国立公文書館所蔵 勅奏任官履歴原書・上巻 — 転免病死ノ部 —』(柏書房、一九九五年六月) 五二三頁以下、千葉県文書館編『初代県令柴原和とその時代』(千葉県文書館、一九九三年六月、小冊子) などを参照。
- (3) 千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』(千葉県、一九七〇年一月) 三二五頁以下。その刊行趣旨については、同書三二五—三二七頁を参照のこと。
- (4) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』三二二頁。
- (5) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』五六—五七頁。
- (6) 拙稿「明治初期における山口県監獄の生成と展開」(『山口県地方史研究』第九五号、二〇〇六年六月) 四五頁以下。
- (7) 筆者の問題意識については、拙稿「明治初期における監獄制度の展開——西洋の監獄制度との出会いとその受容——」(『刑政』第一一九卷第一一号、二〇〇八年一月) 七四頁以下を参照のこと。また、こうした問題意識は二〇〇六年度第三六回明治維新史学会大会報告「明治初期における地方監獄の成立と展開」(二〇〇六年六月一日、於専修大学) において示したもので、本稿も、同報告で提示した仮説を検証するための事例研究として位置づけることができる。
- (8) 本稿で「明治初期」と表記する場合、明治元年から同一四年までを念頭に置いている。その理由は、明治一四年三月に府県の監獄官制が統一され(内閣官報局編『法令全書 明治十四年』一七九頁以下)、同年九月には監獄則が改定される(内閣記録局編『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』(原書房、一九八〇年二月復刻) 一六二頁以下) など、この頃から、政府による地方監獄への統制が強まってゆくためである。
- (9) 明治初期における地方監獄の状況を扱った研究はごく限られている。基本文献としては、各府県の県史、警察史が

挙げられるほか、矯正の関係者・関係部局がまとめた刑事施設の沿革史などが存在することもある。千葉県に関しては、『千葉県警察史 第一巻』三八四―四〇三頁にまとめた記述があるが、管見のおよぶ限りにおいて、その他にめばしい記述は見当たらなかった。

(10) 例えば、千葉県編『千葉県史明治編』（千葉県、一九六二年八月）二九七―二九八頁、前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』所収石井良助「史料解説」六頁、および前掲『初代県令柴原和とその時代』五頁など。

(11) 明治六年六月一日、木更津・印旛両県が廃止され、千葉県が設置された（前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』一頁）。

(12) 既決囚を一定の施設に隔離・拘禁して労役を科すという特徴をもつとはいえ、一八世紀以来の伝統に根ざし、あるいは「律」の規定を前提とした刑罰に対して、自由刑との表現をあてることについてはより厳密な検討が必要かもしれないが、本稿ではこれら刑罰を総称する際、便宜的に自由刑との表現を使用する。ただし、具体的な刑罰の種類を示す必要がある時には、徒刑、懲役刑など個別の名称を掲げた。

(13) 石井進・宇野俊一編『千葉県の歴史』（山川出版社、二〇〇〇年七月）二六八―二七一頁。

(14) 前掲『千葉県の歴史』二六九―二七二頁。

(15) 前掲『千葉県の歴史』二七二頁、および前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』一頁。

(16) 前掲『千葉県の歴史』二七三頁。

(17) 内閣記録局編『法規分類大全 第五四巻 刑法律一 第一編』（原書房、一九八〇年二月復刻）二一九頁以下。

(18) 手塚豊『明治刑法史の研究（上）』（慶應通信、一九八四年三月）所収「国家的刑罰権と非国家的刑罰権——明治前期の場合に関する一未定稿——」二〇三―二〇六頁。

(19) 前掲『法規分類大全 第五四巻 刑法律一 第一編』二五六頁以下。

(20) 前掲『法規分類大全 第五七巻 治罪門二 第一編』一〇七頁。

(21) なお、本文で触れた以外にも、単行法令などによって、自由刑の採用は拡大の一端をたどっている。例えば、明治元年に刑事裁判の準則として「仮刑律」(前掲『法規分類大全 第五四卷 刑法門一 第一編』五五頁以下)が定められたことは、政府直轄の府県において徒刑が採用される契機となったし、同年一〇月には、従来の追放刑・所私を徒刑に換える旨の法令(前掲『法規分類大全 第五四卷 刑法門一 第一編』一四頁)も出されている。さらに、明治三年一月には流刑を停止して徒刑に換える「準流法」(前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』一九頁)が、そして明治五年三月には笞杖刑を短期の懲役刑に換える「懲役法」(前掲『法規分類大全 第五四卷 刑法門一 第一編』一九八頁以下)が制定されている。加えて、明治五年一月に「監獄則並凶式」(前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』六二頁以下)が頒布されるなど、明治六年までには、刑事施設での処遇へも徐々に目が向けられつつある。

(22) 本稿の作成にあたって用いた主な史料は、千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 近代篇 明治初期一』(千葉県、一九六八年三月)、および財団法人刑務協会編『日本近世行刑史稿 下』(財団法人矯正協会、一九四三年七月発行、一九七四年二月復刻)である。なお、これら刑事施設に関する記述の一部は、前掲『千葉県警察史』三九三頁に表としてまとめてある。

(23) 前掲『日本近世行刑史稿 下』三九六―三九七頁。

(24) 一宮県については、前掲『千葉県史料 近代篇 明治初期一』一八六頁、宮谷県については同書二一九―二二二頁、松尾県については同書三〇七―三一〇頁、鶴牧県については同書三五五頁、鶴舞県については同書四一一頁、菊間県については千葉県史編纂審議会編『千葉県史料 近代篇 明治初期二』(千葉県、一九六九年三月) 八二頁。

(25) 館山県については、前掲『千葉県史料 近代篇 明治初期一』五頁、加知山県については同書五七―五八頁、花房県については同書七一頁、桜井県については同書九一頁、久留里県については同書一〇六頁。

(26) 前掲『千葉県史料 近代篇 明治初期一』五七―五八頁。

(27) 前掲『千葉県の歴史』二六九頁では、戊辰戦争の戦域などとの関係から、安房・上総と下総とで、明治維新以降に与えられた位置づけが異なるとの指摘がなされている。あるいは自由刑のような政府施策の浸透度合いの相違に関して、も、こうした位置づけの違いをもとに説明することが可能かも知れない。

(28) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期一』三一〇頁。

(29) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期一』三五五頁。

(30) 自由刑の「本格的な」開始とは、単に刑名としてではなく、自由刑としての実質を備えたことを示す意図で用いた表現である。その判断基準として、本稿においては、①自由刑に処された既決囚の存在と、その著しい増加を確認できること、②彼らを隔離・拘禁することの可能な施設が存在すること、③処遇に関する法令・規則が制定されていること、などを考慮した。

(31) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』一五三―一五八頁。

(32) 規則の表題にある「懲役場」、「懲役人」という語句について、前掲『日本近世行刑史稿 下』一〇九〇、一〇九六頁には「徒場」、「徒人」と表記されており、一致をみない。この点については、前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』へ原史料を収録するにあたって一定の判断と処理を行ったことが、同書冒頭に掲げられた石井良助氏による「史料解説」の四頁以下に記されている。

(33) この施設は、厳密には刑部省囚獄司の直轄施設であって、明治四年二月の段階では東京府の管轄下にはない。ただし、明治四年八月に囚獄司が廃止されて以降、その運営は東京府に委ねられている（前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』一、二頁）。

(34) 前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』四〇―四一頁。

(35) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』八二頁。

(36) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』八二頁。

- (37) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』二八二—二八六頁。
- (38) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』一六〇、二二九頁。
- (39) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』一六一頁。
- (40) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』二八九頁。
- (41) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』一六一頁には、「野々木村淨蓮寺下総国印旛郡ニ懲役場ヲ仮設ス」と記されているが、現在の千葉県流山市野々下に、淨蓮寺という同名の寺院が存在することから、両者が同じ場所・施設を指しているものと考えた。
- (42) 前掲『国立公文書館所蔵 勅奏任官履歴原書・上巻 — 転免病死ノ部 —』五一—三頁。
- (43) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』所収石井良助「史料解説」七頁。
- (44) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』二八八—二八九頁。
- (45) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』二二九頁。
- (46) 前掲『日本近世行刑史稿 下』三九六—三九七頁。
- (47) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』八〇—四頁。
- (48) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』八〇六—八〇七頁。
- (49) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』七九七—七九八頁。
- (50) 神崎直美『近世日本の法と刑罰』(巖南堂書店、一九九八年二月) 所収「土浦藩の徒罪」九五頁以下。
- (51) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』五六頁。
- (52) こうした政府の方針につき、例えば国立公文書館所蔵『公文録』所収「国事犯処刑人発配ニ依り府県監獄等増築費支出方伺」(請求記号 本館-2A/010-00/公-02066-100/026200/0477) などを参照。
- (53) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』一〇四頁。

- (54) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』一〇四頁。
- (55) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』一〇四頁。
- (56) 千葉県企画部県民課編『千葉縣史料 近代篇 明治初期六』（千葉県、一九七六年三月）六五頁。
- (57) 前掲『法規分類大全 第五四卷 刑法門一 第一編』二七一頁以下。
- (58) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期六』六五頁。
- (59) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期六』六五頁。
- (60) 前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』一四頁。
- (61) 東京集治監の開設理由について、例えば前掲『公文録』所収「東京府下小菅村へ監獄設置伺」（請求記号 本館 2A/010-00/公-02290-100/029200/1330）など。
- (62) 前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』二七五頁以下。
- (63) 千葉県企画部広報県民課編『千葉縣史料 近代篇 明治初期七』（千葉県、一九八七年三月）四〇頁。
- (64) ただし、この理由だけでは、明治一二年以降に未決囚の数も大幅な減少をみせていることの説明がつかない。また、明治一五年以降、既決囚・未決囚とも増加に転じている背景は現在のところ不明である。明治一五年以降における被收容者の変動理由を考察する上では、新たな刑法や監獄則の施行など従来とは異なる事情を考慮する必要があることから、本稿では踏み込まないこととする。
- (65) 「改定律例」の施行以後、各地で被收容者が急増して様々な問題が発生していたことは、多くの先行研究において言及される点である。この点につき、例えば前掲『近世行刑史稿 下』四四五頁以下。
- (66) いずれも、前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』四一―五一頁。
- (67) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』一五三―一五五頁。
- (68) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』四二頁。

- (69) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期二』一五七頁。
- (70) 前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』六二頁以下。
- (71) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』五七頁。
- (72) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期七』三一頁。
- (73) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期六』五二頁。
- (74) 前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』一四二頁。
- (75) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期六』六一頁。
- (76) 前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』一二五頁。
- (77) 前掲『公文録』所収「東京府囚獄並懲役ノ事務警視庁へ管理替伺」(請求記号 本館 2A/009-00/公-01544-100/01800/0616)
- (78) 前掲『近世行刑史稿 下』四四五頁以下。
- (79) 前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』三頁。
- (80) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』六二五頁。
- (81) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』五六―五七頁。
- (82) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期五』五七頁。
- (83) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期三』四五六頁。
- (84) 千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料 近代篇 明治初期四』(千葉県、一九七一年三月) 二七〇―二七三頁。
- (85) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期六』五三―六〇頁。
- (86) 前掲『法規分類大全 第五七卷 治罪門二 第一編』一二四頁。
- (87) 重松一義『凶鑑日本の監獄史』(雄山閣出版、一九八五年四月) 四九頁。

(88) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期四』六五六頁。ただし、こうした制度がいつまで存続していたか、またどの程度の実効性を有していたかは確認できていない。

(89) 前掲『千葉縣史料 近代篇 明治初期六』五九頁。